

# 狩猟免許試験の実施について（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和7年4月25日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 試験の日時及び場所

| 試 験           |                       |         | 試験会場<br>(所在地)                       | 対象地域                                                              | 申請期間               |
|---------------|-----------------------|---------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 月 日           | 受付時間                  | 開始時間    |                                     |                                                                   |                    |
| 7月5日<br>(土)   | 午前9時<br>※長岡会場は午前9時15分 | 午前9時30分 | 新発田市カルチャーセンター<br>(新発田市本町4丁目16番83号)  | 村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町                                    | 5月27日(火)～6月18日(水)  |
|               |                       |         | 青葉台コミュニティセンター<br>(長岡市青葉台1丁目甲120番地8) | 長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村                   |                    |
|               |                       |         | 上越地域振興局健康福祉環境部<br>(上越市春日山町3丁目8番34号) | 上越市、妙高市、糸魚川市                                                      |                    |
|               |                       |         | 新潟県庁<br>(新潟市中央区新光町4番地1)             | 新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市、燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村                                |                    |
| 9月6日<br>(土)   | 午前9時<br>※長岡会場は午前9時15分 | 午前9時30分 | 青葉台コミュニティセンター<br>(長岡市青葉台1丁目甲120番地8) | 長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村、上越市、妙高市、糸魚川市      | 7月25日(金)～8月20日(水)  |
|               |                       |         | 新潟県庁<br>(新潟市中央区新光町4番地1)             | 村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市、燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村 |                    |
| 11月21日<br>(金) | 午前9時<br>※長岡会場は午前9時15分 | 午前9時30分 | 青葉台コミュニティセンター<br>(長岡市青葉台1丁目甲120番地8) | 長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村                   | 10月8日(水)～10月31日(金) |
|               |                       |         | 上越地域振興局健康福祉環境部<br>(上越市春日山町3丁目8番34号) | 上越市、妙高市、糸魚川市                                                      |                    |
|               |                       |         | 新潟県庁<br>(新潟市中央区新光町4番地1)             | 村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市、燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村 |                    |
| 1月10日<br>(土)  | 午前9時                  | 午前9時30分 | 新潟県庁<br>(新潟市中央区新光町4番地1)<br>※わな猟免許のみ | 全県                                                                | 12月1日(月)～12月22日(月) |

## 2 受験資格

新潟県内に住所を有する試験当日20歳以上（網猟免許又はわな猟免許を受験する場合は18歳以上）の者

## 3 受験申込みの手続

### (1) 提出書類

#### ア 紙申請の場合

狩猟免許申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付けること。

所定の狩猟免許手数料（1免許種につき5,200円（現に受けている狩猟免許と異なる狩猟免許を受けようとする場合にあっては、3,900円））を窓口キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー）又は県が郵送する納入通知書（ただし、申請期間前に申し出が必要。）により納付すること。

#### イ 電子申請の場合

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真画像データを貼付すること。

なお、申請手数料は申請窓口におけるキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー）も可能。

※ 利用可能な電子決済は、クレジットカード、Pay-easy（インターネットバンキング、ATMでの支払い）

### (2) 添付書類（紙申請、電子申請ともに共通）

#### ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

#### イ 医師の診断書（アの許可を受けていない者）

アの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書（①統合失調症、②そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、③てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの。）

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

#### ウ 住民票

受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度住民票を提出した者が同一年度内に再度受験する場合は、前回受験時から住所の変更がない場合に限り、申し出により住民票提出を省略できるものとする。

### (3) 書類の提出先及び受付期間

受験者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部（新潟市に住所を有する者は新潟県環境局環境対策課）に、第1回試験を受験しようとする者にあつては令和7年5月27日から6月18日（電子申請を行う場合は6月11日）までの間に、第2回試験を受験しようとする者にあつては令和7年7月25日から8月20日（電子申請を行う場合は8月13日）までの間に、第3回試験を受験しようとする者にあつては令和7年10月8日から10月31日（電子申請を行う場合は10月24日）までの間に、第4回試験を受験しようとする者にあつては令和7年12月1日から12月22日（電子申請を行う場合は12月15日）までの間に提出すること。

なお、納入通知書による手数料の納付を希望する場合は、申請期間の開始より前に申し出が必要。

## 4 受験者への通知等

狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び会場を明示した受験票を送付する。

## 5 試験の内容、順序等

狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は適性試験、知識試験、技能試験とし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

## 6 試験会場の指定

試験会場は、受験者の住所地ごとに、1の試験の日時及び場所のとおり対象地域が定められているので、受験票に明示された会場を受験すること。指定会場以外を受験を希望する場合は、申請の際に申し出るものとする。指定された日時及び会場を受験できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許申請書を提出した地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県環境局環境対策課に申し出ること。

## 7 試験の合格者

試験終了後、約2週間で通知（郵送）し、合格者には狩猟免状を同封する。

なお、合格者の受験番号は新潟県のホームページで公開する。

8 試験についての問い合わせ

新潟県環境局環境対策課（電話025－280－5152）又は地域振興局健康福祉（環境）部に問い合わせること。